第５章　情報化推進のための留意事項

情報化施策を円滑に進めていくにあたっては、次の点に十分留意して、取り組む必要があります。

１　情報化推進体制

情報化施策を着実に進めていくために、情報化を推進する体制として庁内における横断的な組織である「情報化推進委員会」を本計画の中心的な推進組織として位置づけ、全庁的な合意を図りながら、本計画の取組状況の確認、各施策の進捗管理及び効果に関する評価・分析を行い、必要に応じて本計画の見直しを実施します。

また、地域情報化においては、本市の情報化の現状や市民の意見に留意し、デジタルディバイドを十分に認識し、ユニバーサルデザインの視点に立って、誰もが円滑に利用できるサービスの提供に努めます。

２　人材の育成

行政サービス改革や行政データの利活用が求められ、システムの導入や行政サービスのオンライン化を推進するためには、それを担うＩＣＴ[19]・セキュリティについての知識を持った人材の確保・育成が重要になります。

そのため、情報部門だけでなく、職員が一定のＩＣＴ知識を持てるように、職員研修等の実施を行っていく必要があります。

また、情報部門では、システム調達やプロジェクト管理等が適切に行え、最新の技術に対応できる専門的な知識を有する職員の育成や体制づくりが必要になります。

このため、情報部門と各業務部門との連携を強化し、ＩＣＴ専門研修の受講等を積極的に行います。

３　情報セキュリティ対策の強化

本市が扱う情報資産は、市民の個人情報をはじめ、行政運営上の重要な情報など、漏洩した場合に極めて重大な結果を招く機密性の高い情報が多く含まれています。これらの情報資産をさまざまな脅威から守ることは、市民の財産やプライバシー等を守るためにも、また信頼性のある安定した行政サービスを提供するためにも必要不可欠です。

マイナンバーの利用に伴う行政サービスのオンライン化等が推進される中、市民の方が安心して利用可能な環境を整備し、個人情報の取り扱いや情報資産に対する不正な侵害がないように努めます。

このほか、災害及び事故等の不測の事態によるデータの損失や行政サービスの停止等が発生しないよう、情報セキュリティ対策を推進します。